

## 「改正独占禁止法」施行される

「課徴金制度の改正」など平成18年1月4日から施行

- 公正取引委員会 -

1月4日から「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」(改正独占禁止法)が施行された。今回は、(1)課徴金算定率の引上げ、(2)課徴金の適用対象範囲の明確化・拡大、(3)課徴金減免制度の導入、(4)犯則調査権限の導入、(5)罰則規定の改正、(6)審判手続等の改正、等をポイントに行ったもの。なお改正の詳細は公正取引委員会HP (<http://www.jftc.go.jp/kaisei/kaisei.html>) を参照。改正のポイントは、次のとおり。

### 課徴金算定率の引上げ

課徴金の算定率(商品又は役務の売上額に乘ずる率)が大幅に引き上げられました。また、過去10年以内に課徴金納付命令を受けた事業者が違反を繰り返した場合、5割加算された算定率が適用されます。

		従来		改正後	早期解消	再度の違反
大企業	製造業等	6%	➡	10%	8%	15%
	小売業	2%	➡	3%	2.4%	4.5%
	卸売業	1%	➡	2%	1.6%	3%
中小企業	製造業等	3%	➡	4%	3.2%	6%
	小売業	1%	➡	1.2%	1%	1.8%
	卸売業	1%	➡	1%	0.8%	1.5%

(注)「早期解消」とは、違反行為の期間が2年未満で、調査開始日の1ヵ月前までに違反行為をやめていた場合です(再度の違反をしていた場合は含まれません。)  
「再度の違反」とは、調査開始日からさかのぼり10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合です。

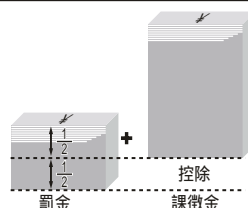
#### 課徴金と罰金の調整

課徴金と罰金が併せて科される場合、罰金の半分相当額が課徴金から控除されます。

<算定例> 罰金2億円、課徴金5億円の場合

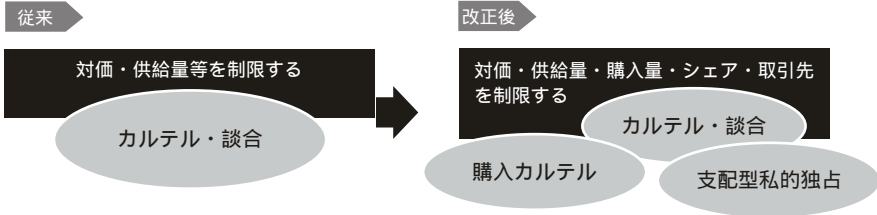
▶ 課徴金額(5億円) - 罰金の半分相当額(1億円) = 4億円

罰金2億円、課徴金4億円となります。



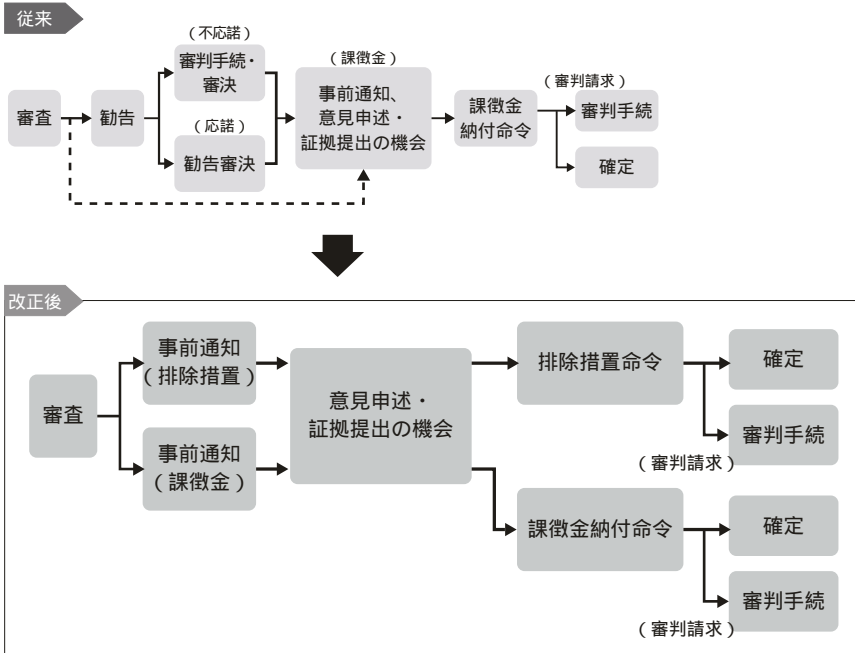
## 課徴金の適用対象範囲の明確化・拡大

商品や役務のシェア、取引先を制限することで対価に影響することとなるカルテルも課徴金の対象となることが明確化されました。購入カルテル、支配型私的独占も新たに課徴金の対象となります。



## 審判手続等の改正

迅速に競争秩序の回復を図るため、従来の勧告制度を廃止し、事業者意見申述・証拠提出の機会を与えるなどの事前手続を踏んだ上で排除措置命令や課徴金納付命令などを行うこととなります。これらの行政処分不服がある場合、審判が開始されます。

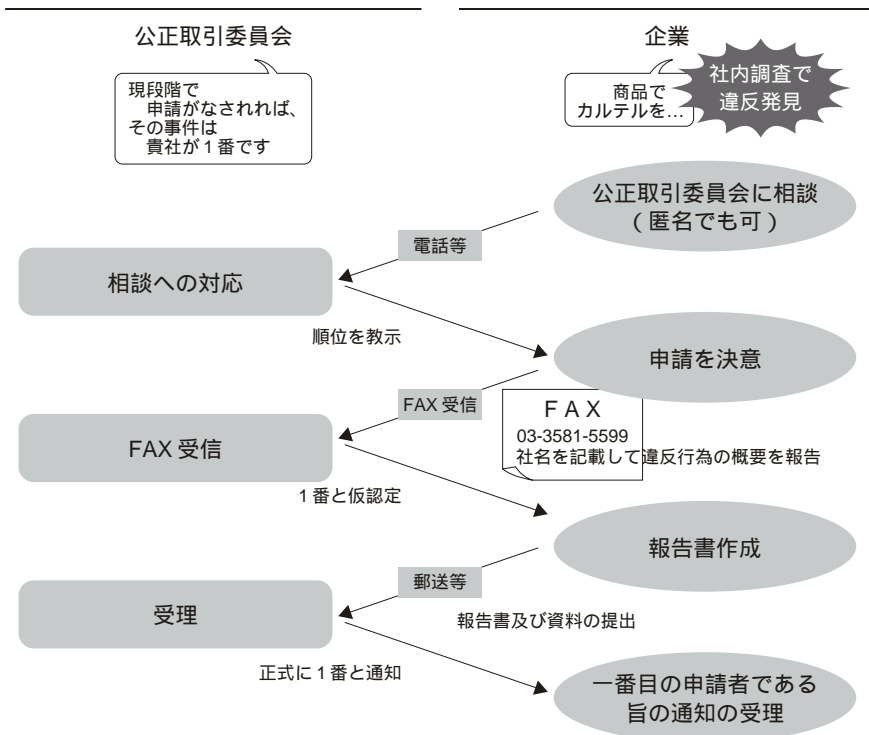


## 課徴金減免制度の導入

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その違反内容を公正取引委員会に報告した場合、課徴金が減免されます。公正取引委員会が立入検査を行う前に早期に報告するほど、課徴金の減免額が大きくなります。

立入検査前の1番目の申請者	課徴金を免除	} 合計3社まで、課徴金が減免されます。
立入検査前の2番目の申請者	課徴金を50%減額	
立入検査前の3番目の申請者	課徴金を30%減額	
立入検査後の申請者	課徴金を30%減額	

### 課徴金減免手続の流れ



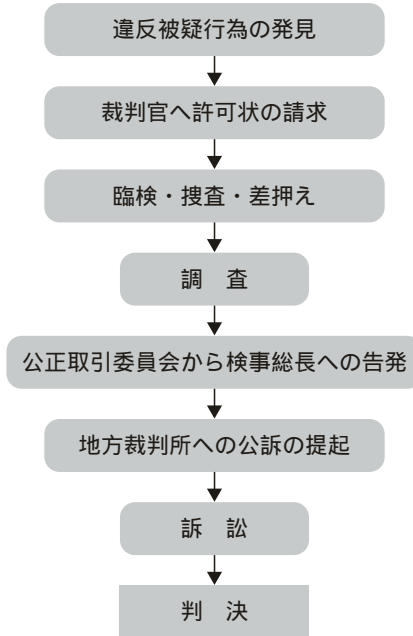
立入検査前の1番目の申請者及び申請事業者と同様に評価できる当該事業者の役員・従業員等については、刑事告発を行わない方針です（追加報告の求めに応じない場合等を除きます。）

課徴金納付命令等がなされるまでの間、公正取引委員会の求めに応じ、違反行為に係わる事実の報告等を追加して行う必要があります。

（注）課徴金減免制度の対象は、カルテル・談合（購入カルテル含む）です。

## 犯則調査権限の導入

犯罪調査の対象となる事件の調査を行う必要がある場合、裁判官が発する許可状によって、関係事業者の臨検、捜索を行い、必要な物件を差し押さえることができます。調査の結果、刑事告発が相当との心証を得たときは、検事総長に告発を行います。



第1審が東京高裁から、地方裁判所へ移管されました。

## 罰則規定の改正

公正取引委員会の排除措置命令に違反したり、調査妨害を行った場合に科せられる罰金が大幅に引き上げられました。

不当廉売・優越的地位の濫用等中小企業等に不当な不利益を与える不公正な取引方法等の違反行為に対する確定排除措置命令違反罪に係る法人重科の導入



調査妨害等に対する罰則の引上げ・両罰規定（法人に対する刑罰）

